



クウェート国	Kuwait Telecommunication Company (K.S.C),	7	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○
	Mobile Telecommunications Company (KSC)	7	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
パキスタン・イスラム共和国	Pakistan Mobile Communications Limited	5	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○
	Pak Telecom Mobile Limited	5	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○
	Telenor Pakistan (Pvt) Ltd.	△ 5	-	<u>△ A</u> <u>△ ●</u> <u>△ III</u>	△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ミャンマー連邦共和国	Myanma Posts and Telecommunications	6	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○
	TELENOR MYANMAR	6	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○
	Ooredoo Myanmar Limited	6	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○
クウェート国	Kuwait Telecommunication Company (K.S.C),	7	-	A	○
クウェート国	Mobile Telecommunications Company (KSC)	7	-	A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
パキスタン・イスラム共和国	Pakistan Mobile Communications Limited	5	-	A	○
	Pak Telecom Mobile Limited	5	-	A	○
	Telenor Pakistan (Pvt) Ltd.	△ 5	-	△ A	△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ミャンマー連邦共和国	Myanma Posts and Telecommunications	6	-	A	○
	TELENOR MYANMAR	6	-	A	○
	Ooredoo Myanmar Limited	6	-	A	○

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	バヌアツ共和国	Telecom Vanuatu Limited	7	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○		バヌアツ共和国	Telecom Vanuatu Limited	7	-	A	○
	パプアニューギニア独立国	BLACK DOLPHIN Limited	10	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○		パプアニューギニア独立国	BLACK DOLPHIN Limited	10	-	A	○
		Digicel (PNG) Ltd,	10	ただしフィジー共和国及びナウル共和国での利用は5、サモア独立国での利用は6、バヌアツ共和国及びトンガ王国での利用は7	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○		Digicel (PNG) Ltd,	10	ただしフィジー共和国及びナウル共和国での利用は5、サモア独立国での利用は6、バヌアツ共和国及びトンガ王国での利用は7	-	A
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
フィジー共和国	Vodafone Fiji Limited	5	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○		フィジー共和国	Vodafone Fiji Limited	5	-	B	○	

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ガーナ共和国	Scancom Limited	5	-	<u>A</u> ● III	○
		Ghana Telecommunications Company Ltd	5	-	<u>A</u> ● III	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ケニア共和国	Safaricom Limited	7	-	<u>A</u> ● III	○	
	Airtel Networks Kenya Limited	7	-	<u>A</u> ● III	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ガーナ共和国	Scancom Limited	5	-	A	○
		Ghana Telecommunications Company Ltd	5	-	A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ケニア共和国	Safaricom Limited	7	-	A	○	
	Airtel Networks Kenya Limited	7	-	A	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)  
別表 9 (略)

附 則 (平成 28 年 4 月 17 日経企第 61 号)  
この改正規定は平成 28 年 4 月 26 日から実施します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)  
別表 9 (略)

F O M A サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第1章～第14章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	COLOMBIA MOVIL S.A. E.S.P	6	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○	
	Colombia Telecomunicaciones S.A. ESP	6	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○	
	Comunicación Celular, S.A.	6	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[ 現 行 ]

第1章～第14章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	COLOMBIA MOVIL S.A. E.S.P	6	-	A	○	
	Colombia Telecomunicaciones S.A. ESP	6	-	A	○	
	Comunicación Celular, S.A.	6	-	A	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

クウェート国	Kuwait Telecommunication Company (K.S.C),	7	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○
	Mobile Telecommunications Company (KSC)	7	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
パキスタン・イスラム共和国	Pakistan Mobile Communications Limited	5	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○
	Pak Telecom Mobile Limited	5	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○
	Telenor Pakistan (Pvt) Ltd.	△ 5	-	<u>△ A</u> <u>△ ●</u> <u>△ III</u>	△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ミャンマー連邦共和国	Myanma Posts and Telecommunications	6	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○
	TELENOR MYANMAR	6	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○
	Ooredoo Myanmar Limited	6	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○
クウェート国	Kuwait Telecommunication Company (K.S.C),	7	-	A	○
クウェート国	Mobile Telecommunications Company (KSC)	7	-	A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
パキスタン・イスラム共和国	Pakistan Mobile Communications Limited	5	-	A	○
	Pak Telecom Mobile Limited	5	-	A	○
	Telenor Pakistan (Pvt) Ltd.	△ 5	-	△ A	△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ミャンマー連邦共和国	Myanma Posts and Telecommunications	6	-	A	○
	TELENOR MYANMAR	6	-	A	○
	Ooredoo Myanmar Limited	6	-	A	○

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	バヌアツ共和国	Telecom Vanuatu Limited	7	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○		バヌアツ共和国	Telecom Vanuatu Limited	7	-	A	○
	パプアニューギニア独立国	BLACK DOLPHIN Limited	10	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○		パプアニューギニア独立国	BLACK DOLPHIN Limited	10	-	A	○
		Digicel (PNG) Ltd,	10	ただしフィジー共和国及びナウル共和国での利用は5、サモア独立国での利用は6、バヌアツ共和国及びトンガ王国での利用は7	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○		Digicel (PNG) Ltd,	10	ただしフィジー共和国及びナウル共和国での利用は5、サモア独立国での利用は6、バヌアツ共和国及びトンガ王国での利用は7	-	A
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
フィジー共和国	Vodafone Fiji Limited	5	-	<u>A</u> ● <u>III</u>	○		フィジー共和国	Vodafone Fiji Limited	5	-	B	○	

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ガーナ共和国	Scancom Limited	5	-	<u>A</u> ● III	○
		Ghana Telecommunications Company Ltd	5	-	<u>A</u> ● III	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ケニア共和国	Safaricom Limited	7	-	<u>A</u> ● III	○	
	Airtel Networks Kenya Limited	7	-	<u>A</u> ● III	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ガーナ共和国	Scancom Limited	5	-	A	○
		Ghana Telecommunications Company Ltd	5	-	A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ケニア共和国	Safaricom Limited	7	-	A	○	
	Airtel Networks Kenya Limited	7	-	A	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)  
別表 10 (略)

附 則 (平成 28 年 4 月 17 日経企第 61 号)  
この改正規定は平成 28 年 4 月 26 日から実施します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 4 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)  
別表 10 (略)

# I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第 27 条 当社は、契約者から請求があったときは別表 2 (付加機能) に定めるところにより付加機能を提供します。          ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。</p> <p><u>2 別表 2 に規定する映像通信伝送機能の提供を受けている IP 通信網サービスについて、利用の一時中断があったときは、その映像通信伝送機能の利用も一時中断されるものとします。</u></p> <p>第 6 章～第 10 章 (略)</p> <p>第 11 章 料金等</p> <p>第 1 節 料金及び工事費</p> <p>(料金及び工事費)</p> <p>第 38 条 当社が提供する IP 通信網サービスの料金は、基本使用料、<u>付加機能使用料</u>、通信料、端末設備使用料、定期契約に係る解約金及び手続きに関する料金に関する料金とし、料金表第 1 表 (料金) に定めるところによります。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 2 節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第 39 条 契約者は、提供開始日 (その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日 (料金表第 1 表 (料金) に規定するプロバイダありプランを選択している場合であって、提携プロバイダ事業者がその契約者回線に係るプロバイダサービスの契約の申出を承諾したときは、当社が契約者回線の提供を開始したこと及び提携プロバイダ事業者による提携サービスの提供が開始したことを当社が確認した日) とします。以下同じとします。) から起算して契約の解除があった日の前日までの期間 (提供開始日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) に規定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間 (貸与を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表第 2 (端末設備) に規定する料金の支払いを、<u>付加機能の提供を開始した日を含む月の翌月 1 日から起算して付加機能の廃止があった日を含む月の末日までの期間 (提供開始日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。)</u> について、<u>料金表第 1 表第 2 (付加機能使用料) に規定する料金の支払いを要します。</u>この場合において、契約者が料金表第 1 表第 1 (基本使用料) に規定するプロバイダありプランを選択しているときは、当社はプロバイダサービスに係る料金 (以下「プロバイダ料金」といいます。) を、基本使用料に合算して請求します。          ただし、<u>料金表第 1 表 (料金) 又は別表 2 (付加機能) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u></p> <p>2 前項の期間において、利用停止等により IP 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、<u>付加機能使用料及び端末設備使用料</u> (以下「基本使用料等」といいます。) の支払いは、次によります。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	<p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第 27 条 当社は、契約者から請求があったときは別表 2 (付加機能) に定めるところにより付加機能を提供します。          ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。</p> <p>第 6 章～第 10 章 (略)</p> <p>第 11 章 料金等</p> <p>第 1 節 料金及び工事費</p> <p>(料金及び工事費)</p> <p>第 38 条 当社が提供する IP 通信網サービスの料金は、基本使用料、通信料、端末設備使用料、定期契約に係る解約金及び手続きに関する料金に関する料金とし、料金表第 1 表 (料金) に定めるところによります。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 2 節 料金等の支払義務</p> <p>(基本使用料等の支払義務)</p> <p>第 39 条 契約者は、提供開始日 (その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日 (料金表第 1 表 (料金) に規定するプロバイダありプランを選択している場合であって、提携プロバイダ事業者がその契約者回線に係るプロバイダサービスの契約の申出を承諾したときは、当社が契約者回線の提供を開始したこと及び提携プロバイダ事業者による提携サービスの提供が開始したことを当社が確認した日) とします。以下同じとします。) から起算して契約の解除があった日の前日までの期間 (提供開始日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) に規定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間 (貸与を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、<u>料金表第 1 表第 2 (端末設備) に規定する料金の支払いを要します。</u>この場合において、契約者が料金表第 1 表第 1 (基本使用料) に規定するプロバイダありプランを選択しているときは、当社はプロバイダサービスに係る料金 (以下「プロバイダ料金」といいます。) を、基本使用料に合算して請求します。          ただし、<u>料金表第 1 表 (料金) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u></p> <p>2 前項の期間において、利用停止等により IP 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料及び端末設備使用料 (以下「基本使用料等」といいます。) の支払いは、次によります。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>

3～4 (略)

第 39 条の 2～第 43 条 (略)

第 3 節～第 5 節 (略)

第 12 章 (略)

第 13 章 損害賠償

(責任の制限)

第 52 条 当社は、I P 通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その I P 通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P 通信網サービスに係る料金表第 1 表第 1（基本使用料）、第 1 の 2 (付加機能使用料)及び第 2（端末設備使用料）に規定する料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限り賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）、第 1 の 2 (付加機能使用料)及び第 2（端末設備使用料）に規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

第 14 章～第 15 章 (略)

料金表

第 1 表 料金

第 1 (略)

第 1 の 2 付加機能使用料

1 料金額

区分	単位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
映像通信伝送機能	1 契約ごとに	450 円 (486 円)

第 2～第 4 (略)

3～4 (略)

第 39 条の 2～第 43 条 (略)

第 3 節～第 5 節 (略)

第 12 章 (略)

第 13 章 損害賠償

(責任の制限)

第 52 条 当社は、I P 通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その I P 通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P 通信網サービスに係る料金表第 1 表第 1（基本使用料）及び第 2（端末設備使用料）に規定する料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限り賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）及び第 2（端末設備使用料）に規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

第 14 章～第 15 章 (略)

料金表

第 1 表 料金

第 1 (略)

第 2～第 4 (略)

第2表 工事費

1 適用

工事費の適用	
(1) (略)	(略)
(2) 基本工事費の適用	<p>ア (1)に規定する工事費のうち、1の工事について、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費（音声利用IP通信網サービス契約約款に定める機器工事費を含みます）の合計額が29,000円(税込価格31,320円)までの場合は基本工事費として、基本額のみを適用し、29,000円(税込価格31,320円)を超える場合は29,000円(税込価格31,320円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>
(3)～(7) (略)	(略)
(8) 分割した工事費の適用	<p>ア 当社は、契約者から請求があった場合（別表2（付加機能）に規定する映像通信伝送機能に係る工事費に関する請求を除く）は、その契約者回線の設置に関する工事費の合計額（基本工事費（2（料金額）に規定する基本額に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費を合計した額に消費税を加算した額とします。以下「分割対象費用」といいます。）について、当社が定めるところにより、24回に分割して請求する取り扱い（以下「分割支払い」といいます。）を適用します。</p> <p>ただし、2（料金額）に規定する交換機等工事のみの請求があった場合は、この限りではありません。</p> <p>イ～ウ (略)</p>
(9) (略)	(略)

2 料金額

区分	単位	工事費の額		
		次の税抜額（かっこ内は税込額）		
ア～イ (略)				
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	マンションタイプに係るもの	移転等	1配線ごとに 1,000円（1,080円）
			上記以外のもの	1配線ごとに 7,400円（7,992円）
		上記以外のもの	移転等	1配線ごとに 2,500円（2,700円）
	上記以外のもの		1配線ごとに 10,400円（11,232円）	
	回線終端装置の部分	移転等	1装置ごとに 1,000円（1,080円）	
		映像通信機能に係る回線終端装置工事費	1装置ごとに 2,000円（2,160円）	
上記以外のもの		1装置ごとに 2,100円（2,268円）		
エ～オ (略)				

第2表 工事費

1 適用

工事費の適用	
(1) (略)	(略)
(2) 基本工事費の適用	1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。
(3)～(7) (略)	(略)
(8) 分割した工事費の適用	<p>ア 当社は、契約者から請求があった場合は、その契約者回線の設置に関する工事費の合計額（基本工事費（2（料金額）に規定する基本額に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費を合計した額に消費税を加算した額とします。以下「分割対象費用」といいます。）について、当社が定めるところにより、24回に分割して請求する取り扱い（以下「分割支払い」といいます。）を適用します。</p> <p>ただし、2（料金額）に規定する交換機等工事のみの請求があった場合は、この限りではありません。</p> <p>イ～ウ (略)</p>
(9) (略)	(略)

2 料金額

区分	単位	工事費の額		
		次の税抜額（かっこ内は税込額）		
ア～イ (略)				
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	マンションタイプに係るもの	移転等	1配線ごとに 1,000円（1,080円）
			上記以外のもの	1配線ごとに 7,400円（7,992円）
		上記以外のもの	移転等	1配線ごとに 2,500円（2,700円）
	上記以外のもの		1配線ごとに 10,400円（11,232円）	
	回線終端装置の部分	移転等	1装置ごとに 1,000円（1,080円）	
		上記以外のもの	1装置ごとに 2,100円（2,268円）	
上記以外のもの		1装置ごとに 2,100円（2,268円）		
エ～オ (略)				

第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1 ドコE net 機能 (略)	(略)

第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
ドコE net 機能 (略)	(略)

2 映像通信伝送機能（ドコモ光テレビオプション）

登録一般放送事業者（放送法 126 条により登録を受けた登録一般放送事業者であって、映像等の送信のために必要となる電気通信設備を利用して一般放送を行う事業者をいう。）が提供する映像及び映像に付随する音響に関する放送サービスを、その登録一般放送事業者が指定する契約者回線で受信することができる機能

（1）この機能は第 1 種契約及び第 2 種契約（基本使用料の料金種別がドコモ光マンションタイプ A/西、ドコモ光マンションタイプ B/西及びドコモ光マンション単独タイプ/西の第 2 種契約を除きます）に限り提供します。

（2）（1）の規定にかかわらず、第 1 種契約及び第 2 種契約の契約者名義が法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます）であるとき及び当社が別に定める事項に該当することを当社が認めた場合は、この機能の提供はしないものとします。

（3）この機能の提供区域は第 6 条に定める営業区域のうち当社が別に定める区域とします。

（4）この機能の利用のために必要となる映像伝送のための回線終端装置を契約者回線の終端の場所に設置していただきます。設置にあたり、必要な工事等の費用は料金表第 2 表（工事費）に規定するとおりとします。

（5）当社は、契約者回線の移転等により契約者回線がこの機能の提供区域外になったとき又は登録一般放送事業者がその契約者回線の指定を廃止したときは、この機能の利用に関する契約を廃止します。

（6）当社はこの機能の利用にかかる付加機能使用料と併せて別に定める登録一般放送事業者の提供する映像並びに映像に付随する音響の伝送に関する伝送サービス情報料について契約者に請求するものとします。

（7）契約者が、この機能を廃止したときは、その廃止があった日を含む暦月の付加機能使用料について、通則第 3 項（料金の計算方法）及び第 4 項の規定にかかわらず、日割しません。

（8）（7）の場合において、この機能の提供開始の日を含む暦月の翌月 1 日にこの機能を廃止したときは、付加機能使用料の支払いを要しません。

（9）この機能に関する基本的な技術的事項については、別表 3（映像通信伝送機能に関する基本的な技術的事項）に定めるところによります。

（10）契約者は、登録一般放送事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はこの機能を提供するために必要な契約者の情報の通知を当社が受けることについて、予め承諾していただきます。（11）当社は、契約者から請求があったときは、別に定めるところにより、屋内同軸配線（その契約者回線の回線終端装置から自営端末設備までの屋内同軸ケーブル配線等をいいます。以下、同じとします。）等に係る工事を行います。

（12）契約者は、（11）に定める請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別に算定する工事費の支払いを要します。

別表 3 映像通信伝送機能に関する基本的な技術的事項

物理的条件	相互接続回路	
	周波数範囲	送出電力等
C15形F型コネクタ (EIAJ RC-5223A 準拠)	アナログ映像信号又はデジタル映像信号 70MHz ～ 770MHz 及び 1032MHz ～ 2072MHz (アナログ映像信号については有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令 (平成 23 年総務省令第 95 号) 第 21 条、デジタル映像信号については同省令第 10 条に準拠した条件下において規定周波数配列に各映像信号及びその映像に付随する音声信号を周波数多重した電気信号)	アナログ映像信号 82.0dB $\mu$ V 以上 デジタル映像信号 68.3dB $\mu$ V 以上 (64QAM, OFDM) 72.0dB $\mu$ V 以上 (TC8PSK のダウンコンバート) 73.8 dB $\mu$ V 以上 (256QAM) 75.0dB $\mu$ V 以上 (TC8PSK の BS-IF) 72.0dB $\mu$ V 以上 (QPSK)

附 則 (平成 28 年 4 月 17 日経企第 61 号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成 28 年 4 月 20 日から実施します。

(経過措置)

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。